

特定小型原動機付自転車運転者講習制度

特定小型原動機付自転車運転者講習の概要

特定小型原動機付自転車の運転に関して、信号無視等の危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した者に対して都道府県公安委員会から、交通事故防止のための講習を受けるように命ぜられる制度です。受講命令に従わない場合は、5万円以下罰金に処せられることがあります。

特定小型原動機付自転車運転者講習の流れ



講習の対象となる危険行為（17項目）

- ① 信号無視（道路交通法第7条）
- ② 通行禁止違反（道路交通法第8条第1項）
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）（道路交通法第9条）
- ④ 通行区分違反（道路交通法第17条第1項、同条第4項、同条第6項）
- ⑤ 歩道徐行義務違反（道路交通法第17条の2第2項）
- ⑥ 路側帯進行方法違反（道路交通法第17条の3第2項）
- ⑦ 遮断踏切立入り（道路交通法第33条第2項）
- ⑧ 優先道路通行車妨害（道路交通法第36条）
- ⑨ 交差点優先車妨害等（道路交通法第37条）
- ⑩ 環状交差点安全進行義務違反等（道路交通法第37条の2）
- ⑪ 指定場所一時不停止等（道路交通法第43条）
- ⑫ 整備不良車両の運転（道路交通法第62条）
- ⑬ 酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項）
- ⑭ 共同危険行為等（道路交通法第68条）
- ⑮ 安全運転義務違反（道路交通法第70条）
- ⑯ 携帯電話使用等（道路交通法第71条第5号の5）
- ⑰ 妨害運転（交通の危険のおそれ：道路交通法第117条の2の2第1項第8号）
（著しい交通の危険：道路交通法第117条の2第1項第4号）

※ ⑤、⑥は特定小型原動機付自転車運転者講習に限り対象となる危険行為